

国立大学法人弘前大学共同研究取扱規程 新旧対照表

改正理由：産学連携制度における、共同研究、受託研究、受託事業、学術指導について、受入れ等及び完了報告の事務手続きに係る負担軽減や業務の効率化・迅速化を図るため、関係規程等について所要の改正を行う。

改正後	現行
<p>(事前協議)</p> <p>第4条 部局長は、<u>民間機関等と共同研究を実施しようとするときは、その内容について民間機関等と協議しなければならない。</u></p> <p>2 外国機関等と共同研究を実施しようとするときは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）並びにこれに基づく輸出管理関連の政令、省令及び通達を遵守し、国立大学法人弘前大学安全保障輸出管理規程（平成23年規程第52号。以下「安全保障輸出管理規程」という。）第8条から第11条<u>まで</u>に定める手続を行うものとする。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 <u>共同研究の受入れの決定は、前条の協議に基づき、部局長が行う。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(申込み)</p> <p>第4条 部局長は、<u>共同研究の申込みをしようとする民間機関等の長には、共同研究申込書（様式第1号）により申込みをさせなければならない。ただし、国、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人又は認可法人（以下「国等」という。）の公募型の共同研究にあっては、当該研究の採択通知等をもってこれにかえることができる。</u></p> <p>2 外国機関等から共同研究の申込みがあったときは、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）並びにこれに基づく輸出管理関連の政令、省令及び通達を遵守し、国立大学法人弘前大学安全保障輸出管理規程（平成23年規則第52号。以下「安全保障輸出管理規程」という。）第8条から第11条に定める手続を行うものとする。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 部局長は、<u>前条の申込みがあったときは、研究代表者に共同研究実施計画書（様式第2号。以下「実施計画書」という。）を提出させるものとする。ただし、国等の公募型の共同研究にあっては、申請時に提出した書類をもって実施計画書に代えることができる。</u></p> <p>2 部局長は、<u>前項の提出があったときは、受入れについて決定するも</u></p>

(削る)

- 2 部局長は、当該共同研究に他部局の研究担当者がある場合には、研究担当者の所属する部局長の承諾を得るものとする。

(削る)

第6条 削除

(削る)

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、第5条の部局長による共同研究の受入れの決定に基づき、共同研究の契約を締結するものとする。

のとする。

- 3 部局長は、前項の受入れをしようとするときは、その研究代表者の属する学科主任、講座主任等から意見を聴くものとする。

- 4 部局長は、当該共同研究に他部局の研究担当者がある場合には、研究担当者の所属する部局長の承諾を得るものとする。

(受入れの通知)

第6条 部局長は、共同研究の受入れの決定をしたときは、共同研究受入決定通知書（様式第3号。以下「受入決定通知書」という。）により契約担当役（国立大学法人弘前大会計規則（平成16年規則第8号。以下「会計規則」という。）第7条第1項第2号に規定する契約担当役をいう。以下同じ。）に通知するものとする。ただし、部局長と契約担当役が同一者の場合には、これを省略することができるものとする。

- 2 前項の受入決定通知書には、申込書又は採択通知等の写し、実施計画書の写し、共同研究契約書（案）その他参考資料を添付するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条の通知に基づき、共同研究の契約を締結し、共同研究契約済等通知書（様式第4号。以下「契約済等通知書」という。）により部局長に通知するものとする。

(研究の変更等)

第12条 研究代表者は、当該共同研究の中止、期間変更その他共同研究契約の変更（以下「変更等」という。）を行う必要が生じたときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 部局長は、前項の報告があったときは、民間機関等と必要な事項について協議の上、当該共同研究の変更等を決定するものとする。

(削る)

3 契約担当役は、前項の部局長による当該共同研究の変更等の決定に基づき、契約の解除又は変更を行うものとする。

(完了報告)

第24条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、完了届により部局長の承認を経て契約担当役に報告するものとする。

(削る)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(研究の中止、期間延長)

第12条 研究代表者は、当該共同研究を中止し、又はその期間を延長する必要が生じたときは、直ちに部局長に報告し、その指示を受けるものとする。

2 部局長は、前項の報告があったときは、共同研究の遂行上やむを得ないと認めた場合に限り、当該共同研究の中止又は期間の延長を決定するものとする。

3 部局長は、前項の決定をしたときは、契約担当役に共同研究中止決定通知書（様式第5号）又は共同研究期間延長決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

4 契約担当役は、前項の通知があったときは、民間機関等と必要な事項について協議の上、契約の解除又は変更を行い、契約済等通知書によりその旨を当該部局長に通知するものとする。

(完了報告)

第24条 研究代表者は、共同研究が完了したときは、部局長に共同研究実施報告書（様式第7号）を提出するものとする。

2 部局長は、前項の提出を受けたときは、共同研究完了届（様式第8号）により契約担当役に通知するものとする。

(削る)	<u>様式第1号 (第4条関係)</u> <u>(略)</u>
(削る)	<u>様式第2号 (第5条関係)</u> <u>(略)</u>
(削る)	<u>様式第3号 (第6条関係)</u> <u>(略)</u>
(削る)	<u>様式第4号 (第7条、第12条関係)</u> <u>(略)</u>
(削る)	<u>様式第5号 (第12条関係)</u> <u>(略)</u>
(削る)	<u>様式第6号 (第12条関係)</u> <u>(略)</u>
(削る)	<u>様式第7号 (第24条関係)</u> <u>(略)</u>
(削る)	<u>様式第8号 (第24条関係)</u> <u>(略)</u>